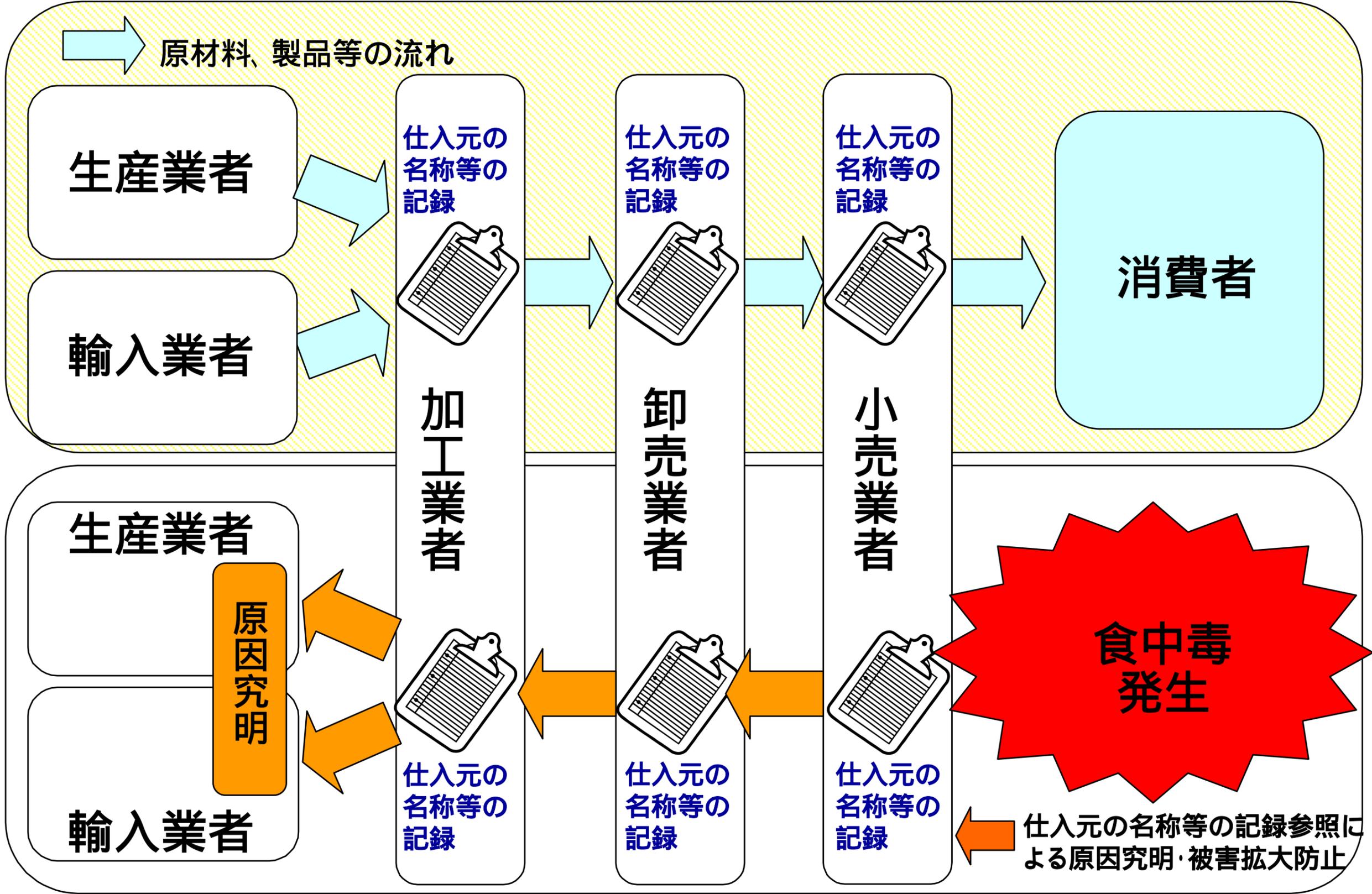


食品等事業者の記録保存の努力義務

(第3条第2項・第3項関係) 公布後3か月以内施行



リスクコミュニケーションについて

(第64条、第65条関係) 公布後3か月以内施行

BSE問題に関する調査検討委員会報告(平成14年4月2日BSE問題に関する調査検討委員会報告)
消費者とのリスクコミュニケーションを重視

今後の食品安全行政のあり方について(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議)
リスクコミュニケーション
・食品の安全性に関する情報の公開
・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

食品衛生法等の一部を改正する法律

1. 基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取

厚生労働大臣は規格・基準の策定等において、
都道府県知事等は監視指導計画の策定等において、
必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

2. 国民・住民からの定期的な意見聴取

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、
食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、
当該施策について広く国民又は住民の意見を
求めなければならない。



食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入

(第11条第3項関係) 公布後3年以内施行

【現行の規制】

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

229農薬、26動物用医薬品等に残留基準を設定



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの



農薬等が残留していても基本的に流通の規制はない

【ポジティブリスト制への移行後】……公布後3年以内に移行

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

ポジティブリスト制の施行までに、現行法第7条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた暫定的な基準を設定



登録等と同時の残留基準設定など、残留基準設定の促進



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの

人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示



一定量を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

厚生労働大臣が指定する物質

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを告示(特定農薬等)



ポジティブリスト制の対象外

安全性に問題のある既存添加物の使用の禁止

(平成7年改正法附則第2条の2、第2条の3関係) 公布後3か月以内施行

添加物の指定制度

化学合成品のみ 天然添加物にも拡大
(平成7年の食品衛生法改正)

既存添加物(489品目)名簿

〔平成7年に使用されていた
天然添加物〕
指定制度の例外として
引き続き使用可

食品衛生法の改正内容

- ・安全性に問題があると判明した
あるいは
 - ・既に使用実態のない
- 既存添加物については名簿から
の削除を可能とする。

↓

削除された添加物の使用禁止

特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置

(第7条関係) 公布後3か月以内施行

濃縮等した成分を錠剤化、カプセル化する等により、通常の食品の一般的な摂取方法とは著しく異なる方法により摂取される食品



一般に飲食に供されてきた食品と同様の食品であるが、その食品によるものと疑われる健康被害が発生



人の健康を損なうおそれがない旨の確証がない

健康被害の態様からみて一般に飲食に供されていない物を含む疑い

食品衛生上の危害の発生を防止するため必要

薬事・食品衛生審議会の意見

食品として販売することを禁止

健康の保持増進効果等についての虚偽・誇大広告等の表示の禁止

(健康増進法第32条の2、第32条の3関係) 公布後3か月以内施行

食品として販売されている物について、健康の保持増進の効果等に関し、
 { 著しく事実に相違する }
 { 著しく人を誤認させる }
 ような広告等の表示をしてはならない。

違反

国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある場合、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告(厚生労働大臣)

正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対し当該勧告に係る措置をとるべきことを命令(厚生労働大臣)

命令に従わなかった場合、罰則を適用
(6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)

なお、国民の健康に対する関心の高まりに対応し、健康局長及び医薬食品局長(食品安全部長)の私的懇談会として、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討するため、「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会を開催し、年内を目途に取りまとめる予定。

監視指導指針及び監視指導計画について

(第22条から第24条関係)

公布後3か月以内施行
(計画に基づく実施は16年4月から)

食品衛生監視指導指針(国が作成)

- ア 国、都道府県等の監視指導に関する役割などの基本的な方向
- イ 違反状況、危険情報等を踏まえた重点的に監視指導すべき項目などの監視指導の基本的事項
- ウ 検査設備など監視指導の実施体制に関する基本的事項
- エ その他、結果公表、調査研究等監視指導の実施に関する重要事項

輸入食品監視指導計画 (国が作成)

- ア 輸出国の食品衛生規制、食品衛生上の問題の発生状況、過去の違反状況等を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目
- イ 講習会の開催等による輸入業者等に対する自主衛生管理の推進
- ウ その他、監視指導結果の公表など監視指導の実施のために必要な事項

策定・変更に関しては、国民又は住民からの意見を聴取

都道府県等食品衛生監視指導計画 (都道府県等が作成)

- ア その地域の食品の生産、流通、製造・加工の状況、食品衛生上の問題の発生状況を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目
- イ 講習会の開催等により、営業者等に対するHACCPの概念の普及啓発、大量調理施設マニュアルに基づいた自主衛生管理の推進
- ウ 食中毒事件が発生した場合の隣接自治体との連絡調整及び国立試験検査機関における検査に必要な連絡調整に係る事項
- エ その他、監視指導結果の公表など監視指導の実施のために必要な事項

計画の実施の状況の公表

輸入時検査を取り巻く環境

- ・食品の輸入件数の増加
- ・中国産冷凍ほうれんそう等、規格・基準に違反する輸入食品等の相次ぐ発生



食品衛生法の改正内容

命令検査の対象食品等の政令指定の廃止

命令検査の対象食品等について、違反の蓋然性に応じて機動的に対応できるよう、政令指定要件を廃止する。(第26条第1項から第3項関係)

輸入食品監視指導計画の策定・公表

輸入食品の検査等の監視指導に関する計画を、国民の意見を聴いた上で策定・公表し、当該計画に従い、監視指導を行う。(第23条、第30条関係)

厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設

業者に対する営業禁停止処分については、現在、都道府県知事等に限定されているが、食品等の輸入業者に限り、厚生労働大臣も営業の禁停止処分を実施することができることとする。(第55条第2項関係)

指定検査機関の登録制への移行

現在、公益法人に限定されている命令検査の実施機関について、民間の検査機関の参入を可能とする。(第31条から第47条関係)

モニタリング検査のアウトソーシング

モニタリング検査の試験事務を登録検査機関に委託できることとする。(第28条第4項関係)

